

多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会（第9回）

平成29年6月12日

【山本座長】 皆様、おはようございます。定刻となりましたので、多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会第9回を開催いたします。

本日は、お忙しい中お集まり頂きまして、まことにありがとうございます。

では、開会に当たりまして、越智副大臣よりご挨拶を頂きたいと思います。

なお、報道関係の方のカメラ撮りにつきましては、越智副大臣のご挨拶時のみとさせて頂きますので、よろしくお願いいたします。

それでは、越智副大臣、よろしくお願いいたします。

【越智金融担当副大臣】 皆様、おはようございます。金融担当をしております内閣府の副大臣の越智でございます。

皆様方におかれましては、お忙しい中、今日こうしてお集まりを頂きましたことに心から感謝を申し上げたいと思います。本日、第9回目となります多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

本懇談会は、これまでの多重債務対策の成果を維持しつつ、新たな課題等への対策を含めた、今後取り組むべき施策を検討する場として設置、運営が図られてまいりました。これまで各方面の皆様のご協力を得つつ、各省庁や地方公共団体が連携して取り組みを続けることにより、多重債務問題の着実な改善が見られているところだと考えております。

今後とも多重債務問題の実態把握に努め、借り手、貸し手の状況を踏まえて、関係者の皆様と連携の上、十分な対策を図っていく必要があります。担当副大臣として、この分野にしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

本日の懇談会におきましては、多重債務問題にかかわる関係者の取り組み方針を取りまとめました多重債務問題改善プログラムのフォローアップといたしまして、多重債務者数の推移や相談対応の状況など、多重債務問題を巡る状況について、関係省庁からご報告をいたします。

また、新たな課題への対応として、構成員の皆様からのご指摘を踏まえまして、銀行カードローンに係る取り組み、IR推進法の成立を契機に政府一体となって検討を行っているギャンブル等依存症対策の動向などについても、ご報告をいたします。

このほか、構成員の方々からも現場の実態に即した資料のご提出やご報告を頂くものと伺っています。

多重債務問題を巡る環境の変化に即し一層取り組みを進めていくことができるよう、本日は皆様方の忌憚のないご議論を賜り、ぜひご知見をおかりできればと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

【山本座長】 越智副大臣、どうもありがとうございました。

なお、越智副大臣は他の公務のため、ここで退席させていただきます。

(越智副大臣退席)

【山本座長】 それでは、カメラさんのほうも、恐縮ですが、ご退室をお願いいたします。

では、議事に入ります前に、事務局から配付資料の確認と構成員の出欠につきまして説明をお願いします。

【金融庁（島村）】 本懇談会の事務局を務めております金融庁の島村と申します。よろしくお願いいたします。着席して、ご説明させていただきます。

本日配付いたしました資料につきましては、一覧をご用意しております。資料の1から3が関係省庁の説明資料となっております。また岩本構成員、竹島構成員、新里構成員、行岡構成員から資料をご提供頂いております。

各資料の右肩には資料番号等をつけておりますので、不足がございましたら、お申し出頂ければと思います。また、議事次第、配席図を配付させて頂いておりますので、ご確認をお願いいたします。

なお、行岡委員のご提供の資料につきましては、機微な個人情報を含んでいるため、一部を出席者限りとさせて頂きまして、本懇談会終了後、事務局にて回収させて頂きたいと存じます。ご出席の皆様におかれましては、資料の右上に出席者限り、会議後回収と記載のある資料につきましては、テーブルに残して退席して頂きますよう、よろしくお願いいたします。

また、構成員の方々のご出欠につきましては、小澤構成員及び重川構成員のお二方は、ご都合により本日はご欠席とのご連絡を頂いております。

以上でございます。

【山本座長】 それでは、議事次第に従って進行させていただきますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

本日は、この後、議事次第の3、多重債務者対策を巡る現状及び施策の動向につきまして、関係省庁から、それぞれの取り組みについてご報告をして頂きたいと思っております。

続きまして、議事次第の4、意見交換におきまして、岩本構成員、竹島構成員、新里構成員、行岡構成員からご提供頂いた資料に沿って、ご報告をして頂きたいと思っております。その後、関係省庁からのご報告、構成員からのご報告、これを一括いたしまして、質疑応答も含め、意見交換の時間を設けたいと考えております。

全体で1時間半程度とすることを予定しておりますので、よろしくご協力のほど、お願いいたします。

それでは、これより議事次第の3、多重債務者対策を巡る現状及び施策の動向に入らせて頂きます。資料1の多重債務者対策を巡る現状及び施策の動向につきまして、金融庁からご報告をお願いいたします。

【金融庁（島村）】 資料1の多重債務者対策を巡る現状及び施策の動向につきまして、ご説明させていただきます。なお、当資料につきましては、金融庁のほか、消費者庁、厚生労働省、法務省からも資料を提出頂き、まとめております。

まず1ページ目をおめくりください。全部で10の項目を整理させて頂いております。このうち1番から7番まで及び10番につきましては私のほうから、8番、9番については、別の担当の者からご説明させて頂きたいと思っております。

まず1ページ目でございます。こちらは無担保無保証借入残高がある人数、貸金業利用者1人当たりの残高金額の推移をお示しさせて頂いております。多重債務者数につきましては、5件以上無担保無保証借入残高がある人数を指標といたしましてフォローアップを行っております。

この推移を見ますと、直近の平成28年度は9万人ということになっており、改正貸金業法成立以降は減少傾向となっております。

また、貸金業利用者の1人当たりの残高金額につきましては、直近の平成28年度は52.8万円となっております、ここ数年は横ばいではございますが、こちらも改正貸金業法成立以降は減少傾向となっております。

続いて2ページ目をごらん頂ければと思います。こちらはご参考といたしまして、貸金業利用者に関する調査・研究の結果概要をお示しさせて頂いております。

本調査・研究は改正貸金業法成立後、貸金業利用者の動向を把握するために毎年、金融庁にて実施させて頂いております。平成28年度につきましては、新たに銀

行カードローン利用者の借入等の状況についても調査させて頂きました。

2、調査概要の(4)に結果概要をお示しさせて頂いております。これによりますと、3年以内に銀行カードローンを利用した経験がある方は4.2%ということになっております。また、このうち3年以内に貸金業から借入をした経験がある方は63.7%ということになってございます。なお、本調査・研究の結果は、参考資料として本日お配りさせて頂いております。

次の3ページ目をごらん頂ければと思います。こちらは財務局に寄せられました相談の状況をお示しさせて頂いております。

上のグラフをごらんください。こちらは財務局等に寄せられました相談件数の月別推移をお示ししております。多少の変動はございますが、1年を通しまして一月当たり約390件程度の相談が寄せられておるところでございます。なお、このうち2割前後が銀行カードローンに関する相談となっております。

また、下段左のグラフをごらんください。こちらは相談者の借金をしたきっかけをお示ししております。最大の要素といたしましては、低収入・収入の減少が最多で約35.2%となっております。次いで商品・サービス購入、事業資金の補填となっております。

下段右のグラフをごらんください。こちらは相談者の年収をお示したものでございますが、年収300万円未満の方からのご相談が全体の約7割を占めているところがわかります。

次の4ページ目をごらん頂ければと思います。こちらは地方公共団体に寄せられました相談の概況をお示ししております。

上の段のグラフをごらんください。こちらは地方公共団体に寄せられました相談件数の月別推移をお示ししております。地方公共団体に対しましても、1年を通じて相談が寄せられていることがわかります。相談件数を見ますと、地方公共団体全体で一月当たり約2,500件程度、市区町村だけを見ましても一月当たり1,800件程度と、財務局等に比べまして多くの相談が寄せられていることがわかります。また地方公共団体は、住民への接触機会が大変多く、多重債務者の発見や問題解決に機能発揮が期待されております。こうした機能を十分に発揮頂いていると考えております。

次に下段のグラフをごらんください。こちらは相談者の借金をしたきっかけを財務局同様にお示ししております。低収入・収入の減少等が最多で約33.4%、続いて商品・サービス購入、住宅ローン等の借金の返済が大きな要因となっております。

次、5ページ目をごらん頂ければと思います。こちらは、地方公共団体におけます生活困窮者自立支援事業等と多重債務者相談窓口の連携状況についてお示ししております。これは多重債務者相談強化キャンペーンの中で、全国の地方公共団体の相談窓口の認知度の向上等を目的として実施しておりますが、昨年のキャンペーンにおきまして、8月末に日弁連、日司連、法テラス様と連名で、多重債務者相談窓口と生活困窮者自立支援事業等との相談窓口の連携を開始させて頂いております。連携初年度は70.3%の都道府県、63.9%の市区町村におかれまして連携が図られたという結果になっております。生活困窮者自立支援制度の動向等につきましては、後ほど厚生労働省からご報告頂くことになっておりますけれども、多重債務相談窓口と生活困窮者自立支援事業等との連携をさらに深めることにより、多重債務者の発生予防や問題解決に努めたいと考えております。

次に6ページ目をごらん頂ければと思います。こちらは全国消費生活情報ネットワーク、いわゆるP I O-N E Tを通じまして、全国の消費生活センターから寄せられました相談件数の推移を示しております。直近の平成28年度は2万5,915件と、平成20年度のピークに比べまして大体27.2%ということで減少傾向となっております。

次の7ページをごらん頂ければと思います。こちらは平成25年1月以降の消費生活相談の月別の推移と相談事例をお示ししております。月別の推移につきましては、平成28年度も例年と同様となっております。年度末、2月、3月が非常に多くなる傾向でございます。なお、平成29年3月以降、相談件数が激減しておりますのは、全国の消費生活センターが受け付けた相談をP I O-N E Tへ登録するまでに所要の時間が要するためでございます。

下段には主な相談事例をお示ししております。

次の8ページをごらん頂ければと思います。多重債務が原因と見られる自殺者数をお示ししております。直近の平成28年は604人ということで、自殺者総数の約2.7%となっております。ここ数年は横ばいではございますが、改正貸金業法成立以降、減少傾向にございます。

次の9ページをごらん頂ければと思います。こちらは平成28年の自殺者604人につきまして年齢階級別及び職業別に整理した表になります。年齢階級別に見ますと、40代、50代がピークとなっております。また30代から50代の男性で大体64.6%を占めております。また職業別に見ますと、有職者が431人で約7割、無職者が164人で約3割となっております。また有職者のうち自営業・家族従業者が130人で約3割、被雇

用者・勤め人が約7割となっております。

次の10ページをごらん頂ければと思います。こちらは自然人の自己破産件数の新受件数をお示ししております。平成15年以降、減少傾向にはございますけれども、平成28年度に13年ぶりに若干増加、約1.2%の増加をしております。

【金融庁（中村）】 銀行カードローンの関係については、監督局のほうから説明させていただきます。

11ページ、ごらん頂ければと思います。国内銀行のカードローン等残高の推移ということで、日本銀行の統計からつくっております。2006年度末から2011年度末ぐらいまでは大体3兆円超、ちょこっと超えるところで推移しておりましたけれども、その後、年間、大体4,000億円から5,000億円ぐらい増加するというところで、2016年度末には5兆6,024億円というような形になっております。

12ページをごらん頂ければと思います。後ほど全銀協の岩本構成員のほうからも詳細にご説明があるかもしれませんが、銀行カードローンへの取り組みということでまとめさせて頂いております。

前のページにありましたように、銀行カードローンにつきまして残高が増加しているということ、それから昨年来、日本弁護士連合会、それから本懇談会の構成員の方々からもさまざまな意見が寄せられているということで、それらを踏まえまして、銀行等に対して業務運営に関する実態把握をヒアリングを通じて実施してまいりました。そこで把握した課題・問題点につきまして、各銀行、それから全国銀行協会とも、いろいろと意見交換を行ってきたところであります。

左に課題・問題点として、把握した事項を書いております。1つには収入証明書に基づく客観的なチェック・牽制が働いていないのではないのかということで、貸金業法においては自社で50万円超の貸出を行う場合には収入証明書が必要となっておりますが、銀行のプラクティスを拝見させて頂きますと、証明書不要限度額が200万円から300万円というところで、ヒアリング時点においては推移していたということです。

それから次です。銀行の審査態勢ということですが、保証会社の審査に依存しがちである、それから融資限度額の管理が十分機能していないということで、他行の貸付を勘案せずに融資限度額を判定している銀行も見られたということでございます。

それから融資実行後のことでございますけれども、顧客属性の変化ですとか、途上の管理が不十分であったような実態が認められたということです。



者の分析を行ってみますと、3分の1超借入している利用者のほうが3分の1以下の借入者よりも代位弁済率が低くなっているというようなことを会見でおっしゃっていたということでございます。

それから三井住友フィナンシャルグループ・國部社長では、広告については同じように朝の時間帯の放映の停止ですとか、バナー広告についての見直し、それから収入証明についても4月より50万円超に提出基準を変更したということ、審査基準もさらに厳格化していくというような説明でございました。

みずほフィナンシャルグループの佐藤社長ですけれども、年収に対する上限を従来以上に厳しくする、それから収入証明書を提出する基準を200万から50万円に変更する、必要があればさらなる手だてを打っていくというようなことを、決算説明の質疑に答えて、おっしゃっておられるということでございます。

以上でございます。

【金融庁（島村）】　　続きまして14ページをごらん頂ければと思います。こちらは、ギャンブル等依存症対策の動向についてお示ししております。

ギャンブル等依存症対策につきましては、いわゆるIR推進法の附帯決議を踏まえまして、昨年末に関係大臣による閣僚会議が設置されまして、政府一丸となって体制強化の検討をしておるところでございます。これを受けまして、本年3月31日には「ギャンブル等依存症対策の強化に関する論点整理」が取りまとめられました。この中で多重債務問題関係の論点整理も行われておりますので、ご報告いたします。

14ページ下をごらんください。消費者教育・普及啓発につきましては消費者庁が担当ではございますけれども、相談機関の連携体制を構築し、ギャンブル等依存症に関する注意点や相談先等を幅広く消費者向けに教育・啓発することが課題となっております。

続きまして15ページをごらんください。相談体制の強化及び関係機関の連携強化につきましては、当庁と消費者庁が担当ではございますけれども、多重債務相談窓口とギャンブル等依存症に対応できる専門機関との連携体制の構築、相談員のギャンブル等依存症に関する理解・知識の向上、専門的研修の実施、3番、相談拠点間の具体的な連携方法や相談実施を整理した対応マニュアルの整備、こういったものが課題となっております。

続きまして16ページをごらんください。こちらは、日本貸金業協会及び銀行界における対策についてお示ししております。

日本貸金業協会における対策につきましては現在、日本貸金業協会でお取り組み頂いて

おります貸付自粛制度をギャンブル等依存症対策に対応させ活用推進を図ることが課題となっており、なっております。

また、銀行の個人向け融資における対策につきましても、日本貸金業協会の取り組み等を参考に、ギャンブル等依存症対策に対する貸付のあり方を検討することが課題となっております。

なお、政府といたしまして、具体的な対策やその実施方法について、本年夏ごろをめどに取りまとめられる予定となっております。

以上で多重債務者対策を巡る現状及び施策の動向のご説明を終わらせて頂きます。

**【山本座長】** どうもありがとうございました。

続きまして、資料2のヤミ金融事犯の検挙状況につきまして、警察庁からご報告をお願いいたします。

**【警察庁】** 警察庁生活経済対策管理官の津田と申します。よろしくお願い申し上げます。

私のほうからはヤミ金融事犯に関する取り締まり状況等につきまして、資料2に沿ってご説明申し上げます。

最初に1の検挙状況の推移についてでございます。平成19年以降、過去10年間のグラフと一覧表をご参照ください。

注釈にも記載しておりますけれども、無登録・高金利事犯とは貸金業法の無登録営業、出資法の高金利等禁止違反のことでありまして、これがヤミ金融業者本体を検挙した事件数となります。

ヤミ金融関連事犯とは、貸金業に関連した犯罪収益移転防止法違反、詐欺、携帯電話不正利用防止法違反等のことでありまして、口座や携帯電話の不正入手、あるいは不正譲渡、レンタル携帯電話事業者による本人確認を行わない貸与などのヤミ金融業者の犯行を助長する行為を取り締まって検挙した事件数ということになります。

このグラフからも見てとれますように、無登録・高金利事犯の検挙事件数につきましては、過去10年間で、平成19年が447件と最も多く、以降は年々減少していき、昨年、平成28年は139事件と、ピーク時の約3分の1となっております。減少割合から見ますと近年、下げ止まりかな、と考えております。

これとは逆に、ヤミ金融関連事犯の検挙事件数につきましては、平成19年以降、年々増加が続きまして、平成28年には389事件と、10年間で10倍以上になっておるわ

けでございます。

なお、被害人員及び被害額につきましては、これは警察で検挙した事件の捜査の中で把握した借受人及び貸付額の総数でございます。

ということでありますので、大型事件の検挙があった年は増加するということになりますので、必ずしも検挙事件数とは比例しない場合もあるということでございます。

なお、平成28年は被害人員2万4,231人、被害額131億9,526万円を計上しておりまして、例年と比べ大型事件の検挙が多かったと言えます。

また、インターネット広告を勧誘手段としたヤミ金融業者を、平成28年は16件検挙しております。さらに、ヤミ金融業者のインターネット広告を請け負っていた広告業者そのものについても、2業者を貸金業法違反の幫助で検挙しております。

その他、サイバーパトロールや関係省庁等と連携して、インターネット上の違法なヤミ金サイトの情報収集を行い、プロバイダー等に対する違法サイトの削除要請も実施しており、平成28年は5,699件要請しております。引き続きインターネット広告を勧誘手段としたヤミ金融事案についても取り締まり等を徹底してまいりたいと思います。

次に2の主な主要事件、事例として、ファクタリングを装ったヤミ金融業者による貸金業法違反及び出資法違反事件について説明いたします。

まずファクタリングについてでございますが、企業が保有する売掛債権を買い取ることで資金を提供するサービスのことを言います。

この大阪府警で検挙した事例につきましては、ファクタリング業者を語った無登録貸金業者の男らが、インターネット広告や名簿業者から購入した名簿をもとに、電話やファックスで勧誘し、ファクタリングの仕組みを悪用して、顧客が保有する売掛債権の売買契約を装い、約1年2カ月の間に中小企業約300社に対して、法定利息の約15.6倍から38.8倍で金銭を貸し付け、元利金約5億5,000万円を受領していた事件でございます。そして、これは今年3月までに2法人9人を貸金業法違反（無登録営業）及び出資法違反（超高金利）で検挙しております。

ちなみに、このファクタリングを仮装した手口によるヤミ金融事犯の検挙は、大阪府警のこの件が全国初ということでございます。現在も捜査中でありまして、他の関連業者も検挙し、突き上げ捜査を推進中でございます。

このファクタリングを仮装した事例のように、一見、通常の商取引のように仮装する新手の手口が次々にあらわれ、後を絶たないところでございますが、警察としては引き続き

個別の案件ごとに検討を行い、実態を解明し、検挙に努めてまいりたいと思っております。

次に3の携帯電話対策の状況についてでございます。ヤミ金融業者にとって携帯電話は重要な犯行ツールでございますので、事件検挙とあわせて、これを無力化する対策を進めております。

その取り組み状況を示す意味で、(1)としまして契約者確認の求めを行った件数、(2)としてヤミ金融事犯に係るレンタル携帯電話の解約要請件数を表に示しております。

契約者確認の求めは、ヤミ金融事犯などの生活経済事犯に使用された携帯電話につき、携帯電話不正利用防止法に基づきまして、契約名義人の本人確認を求めるものでございます。本人確認がとれなければ、携帯音声通信事業者が最終的に利用停止することができるというものです。

レンタル携帯電話の解約要請は、ヤミ金融事犯に使用された携帯電話がレンタル携帯電話であると判明した場合、その事業者に解約を依頼するものでございます。これはレンタル携帯電話事業者に対して犯罪の利用を助長しないよう本人確認をしっかりと行うことを求める意味合いも含めております。

そのほか、ヤミ金融事犯をはじめ振り込め詐欺等の犯罪に利用されている携帯電話回線を強制解約して利用停止にしてしまう役務提供拒否の情報提供という対策にも力を入れておりまして、携帯音声通信事業者と協議しながら、現在取り組みを進めているところでございます。

次に4の口座凍結の状況についてでございます。申し上げるまでもなく、ヤミ金融業者にとって預貯金口座は携帯電話と同じく重要な犯罪ツールであり、さまざまな方法で他人名義の口座を手に入れ犯罪に利用しているわけでございますが、これを凍結することによって被害拡大防止及び犯罪収益の剥奪を図っているところでございます。

その取り組み状況につきましては表のとおりでございますが、このように情報提供した口座につきましては、その金融機関において凍結がなされるほか、他の金融機関においても新規契約ができないような措置がとられる仕組みになっております。

最後でございますが、前回の懇談会におきまして新里委員からご指摘を受けました点について若干説明させていただきます。

委員のほうから、迂回融資の場合、凍結される口座はヤミ金業者の口座でなく利用者の口座となってしまう。また利用者が複数の口座を持っている場合、ヤミ金に利用された口座以外の口座、例えば給与振り込みや公共料金の引き落としに使っている別口座まで凍結

されてしまう。こうした問題に対応する必要があるのではないかと、ご指摘を頂いたところでございます。

都道府県警察におきましては、振り込め詐欺やヤミ金融事犯等に利用された疑いのある口座については迅速に凍結依頼を行い、被害拡大防止及び犯罪収益の剥奪を図っているところでございます。

また、口座の名義人情報を警察庁で集約化し、名義人が新規の口座を開設できないように凍結口座名義人リストを作成し、これを全国銀行協会等の金融団体等へ提供しております。

ご指摘の点につきましては、警察が情報提供している凍結口座名義人リストに掲載された名義人のその他の口座につき、基本的には金融機関の判断において凍結がなされておりますけれども、凍結口座名義人リストに掲載されるもとになっている名義人の口座が、捜査などによって犯罪に加担しない口座ということが判明すれば、速やかにリストから削除を行っているということでございます。

説明は以上でございます。近年、ヤミ金融事犯については一定の鎮静化が図られたと言えますが、まだまだ根絶には至っておらず、違法行為を行うヤミ金融業者は後を絶たないところでございます。警察といたしましては、このような状況を踏まえ、今後とも各関係機関等と連携して取り締まり及び犯行助長サービス対策を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

【山本座長】 どうもありがとうございました。

続きまして、資料3の生活困窮者自立支援制度の動向につきまして、厚生労働省からご報告をお願いします。

【厚生労働省】 それでは、資料3につきましてご説明いたします。厚生労働省の生活困窮者自立支援室長でございます。

まず、おめくり頂きまして1ページ目でございます。生活困窮者自立支援法について、真ん中にごございます自立相談支援事業、福祉事務所設置自治体、902の自治体で必須事業としてスタートをしております。

左下、支援実績でございます。スタートいたしました27年度は、新規相談件数、約23万件ございました。28年度も2月までで約20万件、3月まで含めまして、大体27年度と同じぐらいの相談件数、2年間で合計45万件ぐらいの相談が来ております。

右側でございますけれども、昨年の10月から施行後3年の見直しということで検討を始めまして、本年3月に「生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理」を取りまとめたでございます。現在、社会保障審議会に生活困窮者自立支援及び生活保護部会を設置いたしまして、論点整理を踏まえた生活困窮者自立支援法の見直しに向けて検討を深めているところでございます。

2ページ目でございます。幾つか論点について、ご説明をいたします。

1つ目は、自立相談支援事業の支援員配置と新規相談件数の関係でございます。支援員1人当たりの人口が小さい、すなわち人口規模に対する配置支援員数が多いほど、新規相談件数が多いという傾向がございます。したがって、支援員の配置の体制をどう確保するかが1つの大きな論点になってございます。

それから3ページ目、こちらは任意事業の実施状況ということでございます。それぞれの任意事業、約30%から50%の実施率となっております。家計相談支援事業については28年度は304自治体、34%の実施ということになってございます。

4ページ目から5ページ目にかけて、各任意事業の実施状況の都道府県別のデータを載せております。いずれも大きなばらつきがあるということで、ここをどのように確保していくかが課題になっております。

6ページ目でございます。生活困窮者自立支援制度におきましては、他のさまざまな制度——左下にあります多重債務者対策も含めまして、他のさまざまな制度との連携で支援を行っていくことが重要になってございます。

7ページ目、各関係機関との連携状況について、各自治体にアンケートをとったものでございます。赤で囲っております多重債務に係る弁護士会、司法書士会、それから消費生活センター等々の連携が、どれぐらいの自治体でとれているかということにつきましては、オレンジ色のグラフが28年度、グレーのグラフが27年度ということになりますが、制度を共有している自治体、それから実際につながっている自治体を見ましても、大きく増えているということではございませんけれども、着実に連携は進んでいるのではないかと考えてございます。

8ページ目でございます。経済・財政再生計画において、生活困窮者自立支援法の検討について、これは真ん中の箱にあります2018年、30年の通常国会への法案提出も含めて検討を進めてございます。

9ページ目。同じく生活保護に関しても、同じように検討を進めているというところで

ございます。

10ページ目。この両法につきまして、検討経過と今後の検討の枠組みということでございます。生活困窮者自立支援法につきましては、論点整理のための検討会、昨年10月にスタートいたしまして、本年の3月に論点整理をまとめて頂きました。これを踏まえまして社会保障審議会に部会を設置いたしまして、本年の5月から検討を進めているところでございます。本年中に取りまとめまして、来年の通常国会に改正の法案を提出したいと考えてございます。

11ページ目。本年の3月にまとめて頂きました論点整理の中で関係する事項をご紹介しますしたいと思います。

自立相談支援事業につきましては、先ほどもご説明いたしましたとおり、自立相談支援事業において自治体が支援員をしっかりと配置できるような枠組みの必要性について、どう考えるか。それから、関係機関において既に生活困窮の端緒を把握している人をしっかりと相談につなげる仕組みの必要性について、どう考えるか。例えば生活保護、それから税、学校等との連携ということでございます。

それから任意事項に関しまして、就労準備支援事業の必須化をどう考えるかということとともに、家計相談支援事業についても必須化についてどう考えるかということ論点として挙げて頂いております。

12ページ目に、とりわけ家計相談支援のあり方についての論点を抜粋をさせて頂いております。家計相談支援事業の専門的な手法は、生活困窮からの脱却に不可欠である。地方自治体の任意で行われる事業ではなく、必須とされるべきではないか。

それから家計相談支援事業実施自治体においても、自立相談支援事業における利用の促し方等、事業間の連携の上での課題があるのではないかと。

そのほか、生活福祉資金についても課題、論点の指摘を頂いております。

こういった点につきまして今後、社会保障審議会の部会において検討を進めることとしております。

以上でございます。

**【山本座長】** どうもありがとうございました。

それでは、これより議事次第4の意見交換の部に入りたいと思います。本日もご出席の岩本構成員、竹島構成員、新里構成員、行岡構成員から資料をご提供頂いておりますので、まず、これらにつき、ご紹介頂きたいと存じます。

まず岩本構成員のほうから、よろしく願いいたします。

【岩本構成員】 全国銀行協会の岩本でございます。本日は前回、昨年12月のこの懇談会以降の銀行カードローンに関する全国銀行協会の取り組みにつきまして、お手元に「銀行カードローンに関する全銀協の取り組みについて」という資料をお配り頂いておりますが、これに沿ってご説明をしたいと存じます。

それでは、表紙、目次、中表紙を飛ばして頂きまして、3ページをごらんください。

まず、本年3月16日に開催をいたしました当協会の理事会におきまして、「銀行による消費者向け貸付けに係る申し合わせ」、これを決定いたしまして、同日公表をいたしました。全文は、この資料の最後、16ページにつけてございますので、後ほどごらん頂ければと思います。

この申し合わせの概要は、その3ページの表に掲げているとおりでありまして、大きく2点ございます。改正貸金業法の趣旨を踏まえた広告・宣伝を行うよう努めるということが1点目。それから2点目は、各行の事情に応じた創意工夫のもと、健全な消費者金融市場の形成に向けた審査態勢を構築するよう努める、という内容でございます。

次に、めくって頂きまして4ページです。全銀協では、その3月16日に理事会申し合わせを行いまして、会員各行に、これに従ったいろいろな対策を講じてもらうようにとしたわけでございますけれども、実際に申し合わせに沿って各銀行が対策を講じるに当たりまして、その参考に資するように、銀行による消費者向け貸付を巡る国会における議論ですとか、関係各位からの指摘等を踏まえまして事実関係を整理した上で、会員行がカードローン業務の見直しを行う際のポイントあるいは具体例、こういったものを示した考慮すべき事項というのをまとめまして、私どもの関係の会合や、あるいは当協会のウェブサイトにも会員専用ページというのがあるんですが、そういうところを通じて全会員銀行に、こうしたものの共有を行ったところがございます。申し合わせの内容をさらにかみ砕いて、どういった点をポイントに各行点検をしてほしいかというようなものを示したものでございます。

では、次のページ、5ページをごらんください。申し合わせをして会員全行に、この申し合わせの趣旨に沿った点検、見直しをしてほしいとしたわけでございますが、これが本当に各行で取り組んでいるのかということ把握するために、申し合わせ前後の会員行における取り組み状況等を把握、または会員がカードローン業務を見直す際の検討の参考にしてもらおうということで、5月11日に、私どもの会員190行全行を対象にアンケート

ト調査を実施いたしました。

このアンケートは、カードローンに係る広告・宣伝、審査態勢、信用保証会社や貸付実施後の関係機関との連携、途上与信などの状況を確認するというものでありまして、アンケートで聞いた項目は、この表に記載のとおりであります。

アンケートの結果の概要につきましては後ほど、この資料の後半でご報告をいたします。全会員190行のうち、実際にカードローンの取り扱いを行っている123行全ての銀行からの回答がございました。

次、6ページをごらんください。ここでは私ども全銀協が行っている消費者向けの啓発活動についてご紹介しております。これまでも全銀協は多重債務防止のための消費者向け啓発活動に力を入れてきておりますが、ここもとの環境を踏まえまして、今年度は最近の銀行カードローンを取り巻く動向に対しまして、新たに2つの施策を実施しております。

1つ目は、当協会のウェブサイトにおきまして、新たにカードローンの借入に当たっての注意喚起を行うためのウェブページを作成をいたしまして、全銀協のトップページから閲覧できるような形で掲載をしました。

それから2つ目は、お客様にカードローンの利用に当たっての注意を促すべく、会員行が自行のATMに張りつけ可能なステッカーでありますとか、会員行が店頭でお客様に配ることができるようなリーフレット、こういったものを作成し、会員銀行に配付をいたしました。それぞれのデザインは表の右側にカラーで掲載してございますけれども、委員の皆様の上には、そのステッカーやチラシ等の現物をお配りしてございますので、後ほどごらん頂ければと存じます。

それでは次、2つ目のアンケート結果につきましてでございます。8ページをごらんください。8ページ以降は、先ほどご紹介いたしました全会員向けに実施をいたしましたアンケート調査の結果のエッセンスを取りまとめたものであります。

まず8ページ目のところでは、広告・宣伝関係です。配慮に欠けた表示等の抑制にかかわる項目につきましては、真ん中の左のグラフであります。総量規制対象外、それから右側のグラフ、年収証明書不要、こういったようなことを表示した広告につきましては、全ての銀行が取りやめ、あるいは見直しの対応を検討中という回答であります。

下のところに具体的な取り組み事例を例示してございますが、ここに記載のとおり、検討中の先も順次取りやめを進めているというところでございます。

次に9ページをごらんください。これも広告・宣伝関係ですが、下限金利や審査の早さ

を強調した広告、こういったものが、どうなっているかということではありますが、これにつきましても、ほぼ全ての銀行が取りやめ、あるいは見直しの対応を検討中ということがあります。

具体的な事例は下のところに列挙してございます。ごらんください。

続いて、次の10ページ、ここからは審査態勢に関する質問に対する回答であります。カードローン業務における審査態勢等にかかわる項目におきましては、借入審査に関する年収証明書の取得の基準、極度設定における年収債務比率の算出方法につきましては、既に見直しをしたという銀行のほか、多くの銀行で変更を検討中という状況であります。

具体的な取り組み事例、下のところに3点記載しておりますとおり、年収証明書の取得基準につきましては、貸金業法を参考に、50万円超の場合に提出を求める方向で検討中という回答もございました。それから年収債務比率につきましては、現行の水準が適切なものかを分析し、課題が出た場合は見直すことも含めて検討中という回答がございました。各行は、継続的に貸金業法を踏まえた検討を行っていくということになろうかと思えます。

次に11ページ、ごらんください。引き続き審査態勢の関係ですが、関係機関との連携についての質問であります。まず信用保証会社とのコミュニケーション、これにつきましては大多数の銀行が、従来から定期的な情報連携を行う等の体制を構築済みということではありますが、下の取り組み事例のところにもありますように、今後は、より深度を深めた対応を検討しているということでもあります。また、途上与信としての信用情報機関からの貸付実施後の情報取得につきましては、多くの銀行で検討中ということが確認をされております。

次に12ページ、ごらんください。12ページでは、このほかの会員行における取り組み事例を紹介してございます。

「1.」の配慮に欠けた広告・宣伝の抑制というところでは、注意喚起文言をテレビCMの最後やホームページの申し込みボタンの上に表示するでありますとか、アフィリエイト広告に関しまして、広告代理店と連携してモニタリングを強化しているといったような回答がございました。

次の「2.」の審査態勢等の整備では、自行カードローンの代弁率や貸し倒れ率について、貸金業者との比較等分析を行い、自行の与信運営の適切性を検証しているといった回答、あるいは途上与信について一定の条件を設けて、電話やDM等でお客様の状況変化を確認することを検討中といったような答えがございました。

さらに「3.」のその他の取り組みといたしまして、複数の債務を抱えるお客様からの相談に対応する相談窓口を開設し、契約者のアフターフォローを行っているという会員行もございました。さらには、お客様の目線に立ち、専用サイトを用意し、返済金額の元利内訳を表示することで、お客様が自分の借入状況を確認できるといったような対応をとっているという事例もございました。

こうしたアンケート結果につきましては、私どもの関係会合において共有するとともに、会員宛てに還元し、会員各行の個別の取り組みに参考にして後押しをするというふうに扱いたいと考えております。

次に、今後の全銀協の取り組みであります。14ページをごらんください。今後の全銀協の取り組みにつきましては、この表に記載のとおり、引き続きカードローン市場の推移や多重債務者数・自己破産者の数等の定期的なフォローを行い、関係会合等を通じてカードローンを取り巻く環境を会員銀行間で共有してまいりたいと考えています。

また、カードローンに関する各方面・関係者からのご指摘等を踏まえた、会員銀行がカードローン業務を行うに当たり留意すべき事項等の周知等を都度実施していくとともに、今般のアンケート以降の各行の取り組みに関するさらなるフォローアップ等も実施してまいりたいと考えています。

今回のアンケートは、申し合わせの直後に実施したということでありまして、見直しの結果を確認するというよりは、各行が見直しの検討をするに当たり参考となる情報を共有することを目的に実施をしたアンケートでございますが、全銀協としては、状況を引き続きフォローしていく所存であります。

それから、例年11月に日本クレジット協会さん、あるいは日本クレジットカード協会さん、日本貸金業協会さん等と共同で実施をしております消費者信用関係団体共同キャンペーン、これに合わせまして銀行店舗へのポスターの掲出でありますとか、電車内のステッカー広告等を実施いたしますほか、本年10月をめどに金融経済教育の教材や実施内容の見直しを行っていくという予定であります。

全銀協では引き続き健全な消費者金融市場の形成に向けまして、会員銀行の自立的な取り組みを後押ししてまいりたいと考えております。

ちょっと長くなりましたけれども、ご説明は以上であります。ありがとうございました。

【山本座長】 岩本構成員、どうもありがとうございました。

続きまして、竹島構成員からもご報告をお願いいたします。

【竹島構成員】 私のほうは私と、国立精神・神経医療研究センターの大塚先生で編集責任者を務めました、日本うつ病センターによる「ワンストップ支援における留意点－複雑・困難な背景を有する人々を支援するための手引き－」を紹介させていただきます。

本事業は、厚生労働省の自殺防止対策事業に基づくものです。自殺予防に関しては、さまざまな社会の多部門の連携、協力が必要であるということがWHOの世界自殺レポートの中で謳われております。また、金融庁・消費者庁・厚生労働省は「多重債務相談を含む消費者生活相談と生活困窮者自立支援の一体的な推進イメージ」をまとめています。私どもは、これに大いに触発され、この手引の作成に至ったものでございます。

この手引の作成において考えましたことは、多領域が連携するためには、それぞれの領域の得意技とか使用される言葉、大事な概念を共有する必要があるだろうということでありました。そのため、1泊2日の合宿に多領域の方々に参加してもらい、その中で、それぞれの考え方やアプローチを話し、意見交換をして、その記録をもとに冊子を作成するという方法をとりました。

冊子の95ページに、参加して頂いた方々や協力者をあげております。社会的支援、それから精神保健の支援、そのほかさまざまな領域で活動される方に参加して頂きました。また、科学的根拠科学的根拠の観点から、研究者にも手引作成に参加して頂きました。

手引の概要を理解するために、参考までに幾つかをご紹介をしたいと思います。

まず32ページをごらん頂けたらと思います。

32ページは「多重債務・経済問題」になっておりますが、これらのセクションはすべて、「相談者の特徴」、「支援におけるポイント」、「支援の実際」という構成になっており、大事なことをわかりやすく述べております。「多重債務・経済問題」におきましては、「相談者の特徴」に7点挙げさせていただき、「支援における9つのポイント」の中の6つ目に、「ギャンブル障害などの依存症がないか確認をし、適切に対処する」と述べておりまして、それについて具体的な記述を34ページに挙げております。

この中では、特に借金の返済について、弁護士、司法書士が関与するタイミングによっては、逆にその依存症を再燃させることになりかねないと注意喚起しております。

40ページには「幼少時の逆境体験」がございまして、幼少時に虐待や不適切な養育の経験を幼少時にした人たちについて「相談者の特徴」として、未来に希望が持てず慢性的な空虚感があるなどの特徴を述べ、支援における10のポイントを挙げさせて頂いております。

こういう形で幾つかの章がありまして、もう1点、重視したい内容といたしまして、74ページをごらん頂きたいと思います。「ハイリスク者支援における倫理面への配慮10か条」を掲載しております。

私ども、さまざまな形の民間活動の重要性は十分認識しておりますが、その民間活動の質の向上を図る必要もあるのではなかろうかということで、「個人情報への扱いに留意する」、「可能な限り本人の同意を得て、ていねいなつなぎをする」、「相談することに強い抵抗を持つ人たちがいる」などをあげております。

活動の倫理性を高めるということが、結果的に持続的な活動につながるのではないかと考えております。

このように冊子をつくっていったわけですが、日本うつ病センターでは、29年度も厚生労働省の補助事業を得まして、この冊子の普及に当たることになっておりますので、多重債務等への取り組みと、どこかでつながるとよいと思います。

法律関係者の間では最近、司法ソーシャルワークという言葉が広がっていますが、それとも連携を図っていききたいと思います。

多重債務、それからカードローンの課題を持っている方たちの中には、適切に相談することが困難な人たちもいます。その背景には精神保健の問題を抱えている人もあると思っております。

私は精神保健が専門ですので、ハイリスク者支援の中で、精神保健領域とを、いかに他の領域とうまくつなげていくか。その取り組みが今後さらに必要と思います。例えば交通事故死が減少してきた中で、なかなか減少しづらくなったところの中では、やはりアルコール依存症の問題、個人の特性にかかわるところまで丁寧に目を向けていくことが必要になったわけです。私どもも、精神保健の領域から貢献していけたらということで紹介させて頂きました。

以上です。

**【山本座長】** 竹島構成員、どうもありがとうございました。

続きまして、新里構成員からご報告をお願いいたします。

**【新里構成員】** 新里でございます。新里構成員提出資料というところを見て頂きました。今日この会議に出席させて頂いて、メディアの方、こんなに集まって頂いているのが、非常にこの問題、私たちのこの会議が社会的にも注目集めているんだなということを実感させて頂いたところでございます。

銀行協会さんからの申し合わせに対して、日弁連としての考え方を示したものの、4月21日の会長声明でございます。この申し合わせに当たりましては、全銀協の方とも情報提供して頂きながら、私たちの要望も出させて頂いた格好でできているとは思いますが、やはり、この申し合わせに対する会長声明の真ん中のあたりで示した「個人の年収に対する借入額の比率を意識した代弁率のコントロール」ということが具体的に何を意味するのかが必ずしも明らかでなくて、これが申し合わせをしたことによって多重債務者の抑制につながるかどうかというのが非常にわかりづらいと。

今回の貸金業法の改正の多重債務者を減少させたことからすると、年収の3分の1という明確な基準に基づいて皆様が運用してきたことによるのではないかなということで、このような意見を述べさせて頂いております。

今日の説明資料の多重債務者の数の問題のところ、消費者金融から5社以上の借入のある人が9万人であるということが説明を受けましたけれども、これは基本的には銀行のカードローンの部分の5兆6,000億の融資の残を除いたところであるということに留意していかないと方向性を間違えるのではないのかなということで、その分のデータを出して頂いて、多重債務者、いわゆる銀行のカードローンの部分を含めた、例えば5社以上が何万人なのかというデータを出して頂きたいということ、何度もお話ししたところですが、なかなか出しにくいということですが、今日の段階では、その5兆6,000億の部分がないのだということを割り引いて考えなきゃならないということだけをお話ししたいと思います。

次の私の資料からすると、前回にも出して頂きましたけれども、破産件数と貸出残高というもので、銀行のカードローンの5兆6,000億のところが入ったものでございまして、新聞報道等でも、13年ぶりに自己破産が減少傾向から上昇に転じたということが報道されております。

次のページを見て頂きますと、今年になってからどうなのかということについては、3月までのデータしかありませんけれども、102.6、101.1、103.1という格好で毎月、前年度比を超えているという状況でございますので、このところを見ていかなきゃだめだろうなと思っております。

今日資料はございませんけれども、個人の民事再生の手続の申立が3割ほど昨年増えたと言われていて、主に住宅ローンを抱える方の処理に使われるものですが、そのところが増えてきたということは、少し考えていかなきゃならないのではないのかなと。い

いわゆる銀行から住宅ローンを受けた方が、さらに借金をして、そういう制度を使っているというところに、何らかの予兆を見ておく必要があるのではないか。これがどういう理由かということについては、まだ結論を出しておりませんが、注意深く見ていく必要があるのではないかなと思っております。

ヤミ金事案の対応につきましては、警察庁さんのほうからご報告頂いたところでございます。次のページを見て頂きますと、「ソフト闇金って何ですか？」という格好で、いわゆる週に2割から4割の利息のはソフトなんですかね。これって明らかに出資法違反の広告がなされているということです。私も、そういうのはあるよって別の弁護士から指摘を受けてクリックしてみたら、こういうのが氾濫をしているという状況の中で、先ほど検挙例がご報告させて頂きましたけれども、ここらをきちっとやっておかないといけないと思います。ヤミ金の状況も、多重債務者が増えるとヤミ金の被害者が増えるというのが過去の例でございますので、ここをきちっと検挙等をしないといけないのかなと思っております。

前回、私が指摘して頂いた点について、一定の適正な運用に努力して頂くということがございましたので、それについては、さらにご配慮頂いて、1回ヤミ金の被害者で通帳等を渡してしまったら、もう銀行口座は全く使えないというようなことになっては、生活再建に不利益が生じますので、ぜひ、その部分は配慮頂きたいと思っております。

日弁連は8月1日に全国の弁護士会と共同で銀行のカードローンの110番、相談会をする予定になっておりますので、新しい情報があれば、次の機会にもご報告させて頂きたいと思っております。この問題については終始、銀行のカードローンの問題が多重債務者を続発させないかどうか、非常に危惧を持っておりますので、ウオッチしていきたいと思っております。

以上でございます。

**【山本座長】** 新里構成員、どうもありがとうございました。

続きまして、行岡構成員からご報告をお願いいたします。

**【行岡構成員】** グリーンコープの行岡でございます。私からは行岡構成員提出資料として、資料①、②、③のところを出させて頂きました。

まず、資料①-1からご説明をいたします。資料①-1は、平成29年4月一次の6件以上の債務のある相談者の事例です。福岡県内の生活再生相談室は4カ所ありますが、この事例は、そのうちの1カ所に対応している相談室のデータです。

4月次のこの相談室の面談件数は31件ですが、そのうちの6件が、家族全員の家計収

入をはるかに超えるローンやクレジットでのキャッシングや物品購入で多重債務状態となっています。

そのような状態になる原因としては、Aはマンション売却後の残債務が理由で、夫婦の年間家計収入636万円に対し1,032万円の債務。Bは就労困難で、2人の家計収入336万円に対して430万円の債務。Cは定年退職後の事業資金で、家計収入391万円に対して659万円の債務。Dは収入減少が理由で、家計収入410万円に対して1,052万円の債務。Fは夫との二重生活による生活費不足で、648万円の家計収入に対し1,245万円の債務があります。Eは自己破産から10年が経ち、借金が増え、家計収入216万円に対して586万円の債務を抱えている事例です。

次に、資料①-2をごらんください。ご紹介した事例の債務一覧表です。借りたお金の使途として目立つのはおまとめや借金返済、教育費のための借り入れがあり、改正資金業法が議論されていた頃を髣髴とさせるものがあります。それが金融機関からの借り入れによっておこっていることに深刻さを感じています。

次に資料①-3をごらんください。この表は、福岡県内の4カ所の多重債務相談窓口の生活再生相談室で面談した相談者の債務残高の暦年推移です。平成22年から平成28年度までの債務残高を横並びに見てみました。

多重債務相談自体が減少傾向にある中で、301万円から500万円までの残債務がある相談者のシェア率は、平成22年度から平成27年度まで、ほぼ年々減少していましたが、平成28年度に約3ポイント上昇し、8.8%を占めています。501万円から1,000万円までの債務残高の相談者も、平成23年度から年々減少していましたが、28年度には3ポイント強も増加し、7.5%の過去最高のシェア率となっています。1,001万円以上のシェア率については、平成22年度から毎年減少傾向にあったものが、平成27年度が底で、28年度には4.6%も増加し、8.4%を占めています。

以上により、融資額が増加傾向にあり、高額の債務残高を抱えた相談者が増えてきていると言えるのではないのでしょうか。

総量規制対象外の金融機関による貸付利用による多重債務問題については、昨年12月13日の「第8回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」でもご検討頂き、先ほどご報告にありましたように、3月16日には各金融機関への呼びかけ等が行われたということです。それ自体は歓迎すべきことで、一歩前に進んで、良かったなと思います。しかし、12月の懇談会から3月までに約3カ月が経過しており、効果が出てくるにはさ

らに時間が必要であることを考えると、現に過剰融資で生活の根底が崩れていく人たちが居ることを考え、もっと足早に取り組めないのかと思います。

平成27年度より生活困窮者自立支援制度が始まり、生活困窮者への支援が全国の自治体で懸命に取り組まれる一方で、生活困窮の発生原因ともなる多重・過剰債務状態の人たちが増えていくのは、何としても食い止めるべきだと思います。困窮に陥る前予防としての対策に、金融機関として今後ともに真剣に取り組んで頂きたいと思います。

次に資料③は、福岡県の事業実施報告書です。28年度の状況で特徴的なことだけご報告いたします。

まず資料③の2ページ(3)、相談者が電話をかけてくる契機です。27年度に比べ28年度は、市町村窓口からの繋がりが6ポイント増え、自立相談窓口からの紹介も5ポイント増えました。困窮者自立支援機関との連携がうまく回り出したと考えます。

次に、同じページの(4)年齢構成です。20歳代の若者と70歳以上の高齢者層が年々増加傾向にあり、両者とも経済面での弱者であることから、生活困窮状態に陥りやすく、今後が懸念されます。この層の人たちに今後、どのような対策が必要かもぜひご検討ください。

次に多重債務窓口での相談者は、どのような職業分類になっているかといえば、3ページ(5)をごらんください。一番多いのはパート・アルバイトで33%を占めています。また年金受給の高齢者層は、24年度と比較するとシェア率は2倍に増えていて、今後高齢者の借金問題と生活困窮はますます増加すると予想できます。借りる前の相談として、家計相談支援事業所などに繋ぐことも必要ではないでしょうか。

次に、相談したい内容ですが、4ページ(8)をごらんください。家計問題が年々大幅に増加し、28年度は貸付の利用を上回りました。支払いをクレジットやカード利用で済ませる日常生活が広がって、何時いくら購入し、いくら支払いが残っているのかなどが分かりにくいために、家計管理ができなくなっているのだと推測されます。子ども、若者、高齢者向けの金銭教育や家計管理教育が重要となっていると思います。

あわせて、借入前にきちんと家計に関する相談ができるようなシステムをご検討頂けないかと希望します。困窮者支援のところでは、家計相談支援事業所等もありますので、ぜひそういうところと金融機関が連携できるような形でも考えてみてはいかがでしょうか。8ページにはそのような生活者の状況に対応し、困窮する前の予防教育としてグリーンコープの取り組みの様子を紹介していますので、ごらん頂けたらと思います。

私からの報告及び意見は以上です。

【山本座長】 行岡構成員、どうもありがとうございました。

皆様、時間を守って頂きまして、有難うございました。この後、残りの時間につきまして、各省庁、各構成員からのご報告なども踏まえまして、構成員の皆様からご意見、ご指摘を頂戴したいと存じます。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。全体一括してご発言頂きますので、どの項目ということに限らず、ご自由にご発言頂きたいと思いますが、ある論点に意見が集中する場合につきましては、議長のほうで適宜、議事を整理させて頂きたいと思っております。それでは、よろしくをお願いいたします。山下構成員、お願いいたします。

【山下構成員】 貸金業協会の山下でございます。資料がなくて、コメント的になって大変申しわけないかと思うんですけども。この多重債務者問題のところの金融庁さんからの資料が出ていますけれども、既に多重債務者の数は9万人まで減ったということになっております。これ、よくよく考えてみますと、利息返還請求というのは、この現象に大変大きな原資となっているということは皆さんご承知だと思うのです。既に貸金業のほうから払った原資は7兆5,000になっています。そのうちの6兆は、この多重債務者の方々の手に入っているわけですね。その方々が、従来あった借入を返済し、あるいは残った金が一時的に手に入ったと。こういうことで、多重債務者問題の原資になっているということは、ご承知のとおりかと思っています。

2ページ目にあるように、ここもと、私どもの協会員から時々私は聞くんですけども、ここ数年間、非常に借入が低所得の方々から増えてきているというような気がする。つまり、一時的に利息返還請求で資金は手に入って、生活資金等にはしてきたけれども、徐々にそれが不足をしてきているのじゃないのか。それが逆に、また借入に徐々に移ってきているのではないかというような意見を、うちの協会員から時々聞くようになってきます。これは非常に大きな問題だと思うのです。

全銀協さんの資料の中に、全銀協会長が言われたところでは、3分の1以上の方よりも3分の1以内の方々のほうがデフォルトに至るケースが多いというような資料があります。つまり、低所得者で100万、200万、あるいは平均的と言われる240万としても、その方々が資金を調達に入れば、これは慢性的な借入になる可能性が非常に高いと思われます。ましてや、この階層の方々というのは変事抵抗力が非常に弱い。したがって、借入をしていて何か変事が起こると、ここで一度に返済に窮する事態が非常に多いということ

だと思うのです。

問題は、この低所得者の方々に対する借入、貸出、これを今後どう対応するのかということ、これはどこの金融機関とか、行政とかという問題ではなくて、全体でこのことをきちんと詰めていかないと、また大きな問題になりかねない。そんなふうには私は最近感じてならないと思っています。ぜひ、我々もできるだけのご協力をさせて頂きたいと思っていますし、それは義務だと思っていますので、やってまいります、各業態におかれましては、あるいは行政におかれましては、ぜひとも、こういうところについて今後の対応をきちんと考えて頂きたいということを申し上げたいと思います。

以上です。

【山本座長】 どうもありがとうございました。

ほかにご発言はございますか。新里構成員、お願いします。

【新里構成員】 今回の発言を聞いて。今回の資料の中には、例えば低所得者向けの貸付制度、生活福祉資金の貸付制度についてのデータはない状況の中で、私は被災地の弁護士だったものですから、被災に当たっては非常に100億程度が融資されて、初動のところで非常に被災者の生活再建の支援をしたとは思っているんですけども、その状況がどうなっているのか。どうも福祉資金の貸付制度が十分機能していないのではないかなと思っていて、これは多重債務改善プログラムの中でも記載されていたところですけども、そこらをどうするためには、貸し倒れ率は非常に高いという問題もあって、それから家計相談ときちっと組んで、家計管理をきちっとしながら、返済のめどもしながらするような格好で、この生活再建、自立支援のところで少し機能させないといけないのではないかなと思っています。

これが、先ほど山下委員から出されたことに対する私としての問題意識で質問でございます。

それから、さっきのところではヤミ金のところの少し追加して伺います。現場から、どうも凍結されて口座が利用できないということで、犯罪に利用され、またそのおそれがあると認められないときは、例えば金融機関の判断で凍結しない、または解除することは可能なのではないかなということで、そこらも何らかの格好で、現場が困らない、被害者がさらに困らないような格好で少し議論できないかなとは思ったところです。

追加になりますけれども2点、挙げさせていただきます。

【山本座長】 それでは、ご質問ということでしたが、前半の部分は、これ厚労省にな

るかと思えます。何かご回答できますか。

**【厚生労働省】** 生活福祉資金の支給、運用の状況ということでございますけれども、生活困窮者自立支援制度をスタートしまして2年間ということでありまして、その状況も踏まえて、生活福祉資金の貸付の制度がどうやって運用されてきたかということについて、これ先ほどもご説明いたしました論点整理の検討会の中でも検討をさせて頂いています。

全体的な傾向でいきますと、生活福祉資金の貸付は、被災地の関係で大きく増えたということはございますけれども、全体といたしまして貸付の額が大きく変化しているということは、今のところはございません。ただ、生活困難、困窮の相談を受ける自立相談支援機関の側から見ますと、生活福祉資金貸付に対しましては貸付要件が厳し過ぎるとか、審査に時間がかかるというような感想が、非常に多くの機関のほうで、そういう印象を持っておられます。

一方で、貸付を行います社会福祉協議会の側からも見ますと、自分たちの貸し付けられる要件と比べまして、自立相談支援機関の方の認識とずれがある、すなわち、貸付が難しい方にも貸し付けられますよとあって貸付側に回ってくるようなことが結構往々にしてあるという状況が見られています。

相談側の自立相談支援機関の認識と、生活福祉資金を担っております社会福祉協議会、先ほど返還率ということもございましたけれども、貸付事業を運用する側の立場ということも両方考え合わせて、これからのどうしていくかということを考えていかなければいけないと思っています。

先ほどご説明いたしましたとおり、生活福祉資金と家計相談支援の関係につきましても、もう少し関係をつけて、貸付がやりやすいとか、返還が確実に担保される、この両方のニーズをどうやって実現させるかということについて、家計相談支援とか自立相談支援と、それから生活福祉資金の連携について、もう少ししっかりと検討すべきという論点の整理を頂いておりますので、これは、これから制度見直しの検討とあわせて検討していきたいと考えてございます。

**【山本座長】** 新里構成員のご発言の後者の部分はヤミ金の迂回融資ケースにおける口座凍結及びその解除のプラクティスについてでしたが、これはご指摘として承るということによろしいですか。それとも警察庁のほうから何か、さらにご発言ございますか。

**【警察庁】** すみません。先ほどのご指摘については、もうお答えしたとおりでございますが、基本的には金融機関の判断において凍結がなされているとはいえ、我々が提供し

ていますリストに基づいて金融機関は、ご判断されておりますので、警察としましては、特に都道府県警察に対して、口座凍結された方々の相談等があったときには真摯に対応すること、そして早急に捜査をしまして、犯罪に加担していない口座ということが判明すれば、速やかにリストから削除するように日々指導しているところでございますし、今後とも、きちっと対応していきたいと思っております。

以上です。

【山本座長】 それでは、ほかの構成員の皆さん、何かご発言ございますでしょうか。渡邊構成員、お願いいたします。

【渡邊構成員】 いろいろご説明ありがとうございました。3月に銀行協会のほうで申し合わせをして頂き成果を期待いたします。銀行ローンに関しては、私どもも貸金業法の規制がされてから、消費者金融での問題は、激減したけれども、無審査で簡単に若い方が銀行で100万円を借りて商品が買えるというようなことがありまして、これがどうなっていくのだろうと心配しておりました。そのうち、多重債務の相談も、銀行ローンと消費者金融というセットで相談が増えてきまして、大変危惧しておりましたが、このたびの、この申し合わせをきっかけに、ぜひ、この問題も解決に向かうように希望しております。

私どもは、商品・サービスという契約と絡めて、いろいろな借入の問題が起きることが多いけれども、なかなかお金を用意できない人に対して、つけ込んで借入をさせて契約をさせるというケースが多くて、それが表面的に、クレジットを組むとか、消費者金融で借りるというだけではなく、いわゆる現金化のような見えない形でお金を借りさせるようなヤミ金的な要素がたくさん入っているものがあるのではないかと、潜在化して見えないところを、非常に心配をしているところであります。

また、消費者金融でお金を借りる場合でも、収入の3分の1以上を借りられないはずですが、1日のうちに5社、6社で一気に契約ができて、収入以上の借入もできるというようなケースもありまして。そこはいろいろな登録の仕組みの問題があるようで、やむを得ないことかもしれませんが、そういう方たちが返済に困り、徐々にいろいろなものに手を出して行って多重債務になっていくというケースも見ております。そういう問題についても、できれば系統的に何らかの改善ができるのであれば、お願いしたいと思っております。

以上です。

【山本座長】 どうもありがとうございます。

ほかにご発言ございますか。それでは、浜田構成員、お願いいたします。

【浜田構成員】 浜田でございます。よろしく申し上げます。先ほどからご意見、いろいろお聞かせ頂きありがとうございます。私からは消費者を取材して、通じての意見を述べさせていただきます。

初めにご説明を金融庁から頂きました資料の中から、貸金業者利用者1人当たりの残高は減少しているということと、多重債務に関する消費者相談も減少、さらに借金苦による自殺者も減少しているということは、貸金業法の改正が功を奏していると評価しておりますが、その上で、この金融庁からの資料の3ページ目、そして4ページ目にある、借金の利用者の理由の多くが収入の減少ですとか、商品・サービスの購入であるというところが少し気になるところでございます。消費者につけ込んだ商品・サービスや新手の詐欺的商法のようなものが増加している可能性が、取材を通じて感じられるところでありまして、これは引き続き今後調査をして、またご報告させて頂きたいと思っております。

そして、先ほど竹島委員からのご報告にもございましたギャンブル依存症についても対応する必要があると思っておりますが、私といたしましては、それ以外にも、やはり金融リテラシーの欠如からお金を使い過ぎてしまうとか、派手な広告、または詐欺的商法にだまされて、不必要な消費を行っている消費者が少なからずいるということ、常日ごろ強く憂慮しております。これは多重債務問題の一環として注意していく、注視していく必要があるのではないかと考えております。竹島委員からの資料の中の、課題別支援のポイントの中で多重債務・経済問題の一つとしてギャンブル依存症についての言及がありましたけれども、これから議論が進んでいくと思っておりますが、多重債務問題の一環として、こちらも引き続きウオッチしていきたいと思っております。

意見は以上でございます。

【山本座長】 どうもありがとうございました。

竹島構成員も先ほど手が挙がっていましたが。

【竹島構成員】 10秒か20秒だけ。

【山本座長】 どうぞ。

【竹島構成員】 すみません。資料で1点気になるのが、行岡構成員の資料の1-1なんですけれども、相談番号が書いてあって、個人の詳細など、ある程度記録になっておりますので、これを持ち帰り資料にして、ほんとうにいいのか、これをウェブに上げていいのかと、そこは気になりますので。

【山本座長】 それは先ほど事務局からもご案内ありましたとおり、会議終了後回収ということになっておりますので、ご留意頂きたいと思います。どうもありがとうございます。

それでは次に杉浦構成員、お願いいたします。

【杉浦構成員】 本日はいろいろとご説明を頂きまして、ありがとうございます。

まず、本日、銀行のカードローンの問題が注目を浴びているわけですが、銀行のカードローンの残高なぜ増えるのかという問題と、そこが即座に多重債務の問題とつながるのかという問題については、一定の検証が今後必要でないかと考えます。

この懇談会が開催されるに当たって、私なりに今も調べていますし、なかなか統計が集まることでないですが、銀行の現場の人たちの声を幾つか集めてみると、一定のことがわかることがあります。

例えば大都市圏のメガバンクのカウンターなどではどちらかというと、新しい車を買いたいとか、旅行とか、新しい生活用品など、生活上必要というか、より豊かな生活スタイルをしたいというために新しく高額なものを買うなどの目的の方たちが、それなりにいらっしやって、そのためにカードローンを利用されるとも聞きます。そして実際に、政府全体としても、どちらかというと、消費を促進するさまざまな政策を打っているのではないのでしょうか。

例えばプレミアムフライデーとか。これは消費を促進する。消費を促進して一定の生活レベルが上がる。そのためには、お金が必要になりますね、それをどこから借りるのとなってくると、それは銀行から借りましょうと。貸金業から、もちろん借りてもいいわけですが、そういったスタイルが考えられるわけです。

そうなってくると、生活スタイルの、むしろアメリカ化というか、欧米化が進行しているのではないかと考えられるわけで、このカードローンの上昇の比率は、明らかに多重債務者をさらに生み出す構造になっているというよりは、そういった生活スタイルの変化といったものも背景にあるとすると、この数字が、にわかには減らない。むしろ増える可能性すらあると考えたほうが良いと考えられるわけです。

その場合、じゃあ、それがいいのか悪いのかというのは、なかなか解がないわけで、将来的な多重債務者になるのではというご懸念があるとすれば、そのような推測もありうるかもしれません。

しかし、また別の懸念があるとすれば、銀行協会のほうのご説明、今回、申し合わせも

含めて、さまざまなことがなされているということはわかったわけではありますが、資料の中で気になるのは、信用保証会社という言葉がそれなりに多い。ということは、与信に関して、もちろん各行である程度されているのですが、やはり信用保証会社のところに頼っている部分があるわけです。この現状では、表面上、貸しているのが、貸金業から銀行にかわっただけということになる。

さらに言うと、実際、今度、行岡委員からの資料を拝見していると、この所得レベルにいらっしゃる方たちが、こうやって、あちこちからカードローンが借りられる。この現状は何を指しているかという、じゃあ、その信用保証会社が持っているデータベースが、もしかしたら正しく機能していない可能性がある。つまり、相当低所得であっても、貸してしまうのであれば、もしかしたら、そのデータベースそのものが古いとか、内容がおかしいのではないかと、さらには、これは金融機関の与信能力が全体的に落ちているということを示してしまっていることになるのではないかと深い懸念があるわけです。

そうすると、この問題、抜本的に解決するには、そもそも与信体制をきちっと整えて頂かなきゃいけないんですけども、残念ながら、おそらく信用保証会社にこれからも頼り続けるということを考えるとすると、貸金業法がここまで厳しくなっていて、そして各貸金業者が顧客とアクセスできるチャンネルというか、貸付件数自体が落ちてきていますから、そうなってくると、そういったデータベースがアップデートできず、劣化していくということになるわけで、そうすると、その現状を回復しないといけないこととなります。

ではどうすればいいかとなってくると、やはり現状それほど大きな金額でないものに関してとか、一定の条件をつけたほうがいいとは思いますが、再び貸金業法の一定の改正というか、緩和という形で、具体的には、銀行ローンは住宅ローンとかそういったもの、高額なものに集中して頂いて、もう少し少額なものとか、多重債務につながりにくいものに関しては、やはり貸金業法の一部改正により、貸金業者に役割分担をして頂き、再びきちっとしたデータベースを、銀行と貸金業両方ですけれども、構築して頂きたいと考えるわけです。

この機会を通じて、個人や中小企業を含め事業性評価というか、新たな評価基準を考えていくためにも、与信審査態勢をきちっとしなければいけないのではないのでしょうか。せっかく金融庁のほうで、AIとか、F i n T e c hとかいう話も進められているわけですし、さらに言えば、最近改正された個人情報保護法などで一定のデータベースの集約はできる形も出てきて、様々なデータを分析する手法は整ってきました。これを活用して頂い

て、ぜひ各金融機関のほうで新しいデータベースの構築と、それぞれの与信先に対する評価方法の変更といったものを進めて頂けたほうが問題の解決につながるのではないかと考えました。

以上です。ありがとうございます。

【山本座長】 どうもありがとうございました。

いつもそうでありますけれども、この問題は非常に複雑で、20分ぐらい議論したからといって何か結論が出るというものでもなく、また、それぞれの先生方のお立場で多様な意見が、これ当然のことだろうと思います。もう時間が来てしまいましたので、今日のところはこの程度にさせて頂きたいと思いますが。

私も構成員として一言述べられるとすれば、本日、新里構成員の提出資料の真ん中辺で、「銀行カードローンにおいても個人の年収に対する借入額の比率を意識した代弁率のコントロール等を行うべき」という記載がありまして。この部分は新里委員のご意見では、わかりにくいと。もっとずばっと数値基準で規制すればよいではないかというご意見が一方にはある。しかし、最近の与信審査のトレンドとしては、そういう機械的な基準を立てるのではなく、より各個社の工夫であったり、そういったところを見て、結果として貸し倒れ率、代弁率はどうかに着目して、結果でコントロールしていくというアプローチもあり、これが今せめぎ合っているところかと思います。ですので、今、全銀協、銀行のほうでもお取り組み頂いているということですので、このせめぎ合いの中、我々としては、どっちの考え方が日本国においては相当なのかということをおも今後とも考えていきたい。非常によい機会になったかと思います。

委員の皆様、大変貴重なご意見をお述べ頂きまして、まことにありがとうございました。

それでは、本日の議事は以上でございますが、事務局から何かご連絡事項はございますでしょうか。

【金融庁（島村）】 山本座長、構成員の皆様、本日は貴重なご意見を頂き、まことにありがとうございました。次回の開催につきましては、例年でございますと本年冬ごろになるかと思いますが、別途調整の上、事務局よりご連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

また、繰り返しではございますが、冒頭申し上げましたとおり、行岡委員ご提供の資料につきましては、一部を出席者限りといたしまして、本懇談会終了後、事務局で回収させて頂きたいと存じます。ご出席の皆様におかれましては、資料の右上に出席者限り、会議

後回収と記載のある資料につきましては、テーブルに残して退席頂きますようお願い申し上げます。

以上でございます。

【山本座長】 それでは、これにて多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会第9回を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

— 了 —